

平成24年6月定例市議会 6月13日（4回目の一般質問）

◆7番**杉本佳代**議員 自由民主党、杉本でございます。4回目の一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

理事者の皆様にお願ひがあります。答弁はなるべくゆっくと、皆様には時間制限がありませんから、お心当たりの方はどうぞよろしくお願ひいたします。質問に入ります。

● 1 補助金公募制度と市税を財源とした支援事業について

本市では4月から川口市協働推進条例が施行されたところですが、昨今、市民と行政の協働によるまちづくりは重要性を増しており、行政に何かしてもらうのではなく、市民や各種団体が思うことを行政が支援する体制が構築されることが望ましいと考えられています。

昨年秋、新居浜市の補助金公募制度を視察して参りました。平成16年に大規模な土砂災害があり、復興のために大きな予算が必要となることや、国の三位一体改革のもと、前年までの国からの支援が確保されるのかも定かではなかったという理由から、補助金公募制度の導入に至りました。その有効性から見直しを続け、本年度からまた新たに3年の継続が確定したとのことです。

補助金公募制度は、法律等に基づき支出する補助金等を除き、すべての補助金を公募対象にしており、第三者機関である補助事業公募審査会において、書類審査並びにプレゼンテーション審査を行い、公益性、妥当性、効果効率性の観点から採点評価を行い、採否が決定します。

審査会は全面公開するとともに、審査結果を市ホームページ等に掲載するなど、徹底した情報公開に努めたことから、公金支出の透明性と公平性の確保に十分な成果が得られ、限られた財源の有効活用も図られ、新規事業の申請が多く、また、申請団体に「補助金を受けるための十分な公益性が必要である」という一定の理解がなされたことから、市民と行政との協働による公益活動の促進についても一定の成果があったとのことです。

さて、私の地元付近で活動する「新井宿駅と地域まちづくり協議会」では、川口市の都市農業としての今後を考えるとともに、古くから住む人も、新しく越してこられた方も、地元に関心してもらえるよう、イベントなどを開催しながら、「自分たちのまちは自分たちで活性化させること」を念頭に置いて活動しています。

市内では、こういった独自の活動をしようと試みている団体があちこちに存在しますが、資金面で苦しいというのが現状です。御多分にもれず、本市も財政面では厳しい状況ではありますが、補助金を必要としている団体があることも事実ですので、この補助金の使い方を改めて検討してみたいかがか

と思います。

また、財源については、君津市、八千代市、大分市などでは、市税1パーセント支援事業を行なっております。これは例えば、市税の1パーセント相当額を原資として、市民生活全般に向けて、市民団体等が行う地域の活性化や特色ある地域づくりに役立つ事業を支援します。市民団体等がみずから提案、参画して目標を共有し、それぞれの責任のもと活動する中で、新たな「文化」を創造し、まちづくりに役立てるというものです。

そこで質問します。

1点目、本市が市民活動や団体活動等に支出している補助金の総額は幾らですか。

2点目、新居浜市ではNPO団体等に補助金を支出しておりますが、本市でも市民活動をしている団体へ助成金を出す市民活動助成事業があります。どのような団体に幾ら支出し、その事業内容はどのようなもので、その結果報告はどのようにしていますか。

3点目、市の経済活性化のためには、行政と商店街や経済団体などが協力し、ともにまちを盛り上げていくことが不可欠です。補助金も、経済活性化を目的とした行政からの協力の一つであると言えます。

その中で、本市が補助金を出す大きな団体の一つに商工会議所があると思います。市役所と商工会議所は、車の両輪のように本市の経済を支えていく関係だと思いますが、商工会議所にはどのような内容で幾ら支出し、結果報告はどのようにしていますか。

4点目、財源については、市税1パーセント支援事業に代表される、市税を活用した事業がありますが、納税者に対して、明確な目的意識も生まれることから、有効と考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、まず4点についてお伺いいたします。

● 答弁◎西川亨企画財政部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、平成24年度当初予算において、市民活動、団体活動を支援するために交付を予定している補助金、助成金は、社会福祉協議会への補助金など総額約15億円でございます。

次に、(4)でございますが、御提案の事業につきましては、市民が納めた市税の1パーセント分を市民みずからが選んだ各種団体へ補助金として交付するもので、市民に税金の使い道を明確に示せるとともに、補助金の使い道についても関心を持っていただける制度であると考えているところでございます。

今後は、本市の財政状況等を踏まえ、他市の実施状況も参考にしながら、

その実効性などについて長期的課題として研究して参りたいと存じます。
以上でございます。

● 答弁◎元井康博市民生活部長 御答弁申し上げます。

(2)でございますが、市民活動助成事業は、ボランティア人づくり基金からの年間230万円を財源とし、1団体30万円を限度とした、公募制による提案型の助成制度です。環境、福祉、まちづくりなど、地域や社会の課題に取り組む市民の自主的な社会貢献活動を実施する市民活動団体に対し、平成16年度から毎年、約10団体に助成しております。

また、年度末に報告書の提出を求めるとともに、当該助成事業の成果発表会を公開で開催し、市のホームページ上にも公表しているところでございます。

以上でございます。

● 答弁◎桜井智明経済部長 御答弁申し上げます。

(3)についてでございますが、本市の経済を牽引する川口商工会議所の補助金につきましては、商工会議所が実施いたします商店街活性化等支援事業、事業者への情報提供事業及び法律等相談事業など、市内商工業の振興及び地域振興にかかわる事業に対しまして、その事業経費の一部を助成しております。

平成23年度は968万4,000円を支出しており、結果報告につきましては、商工会議所より実施事業の報告書及び収支決算書の提出を受け、その内容を精査いたしたところでございます。

今後におきましても、市内経済活性化のため、川口商工会議所が実施する事業に対しましては積極的に支援して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 御答弁ありがとうございます。

要望を述べさせていただきます。

質問の3点目ですが、商工会議所などは、川口市の経済の発展のためには不可欠な団体であります。また、事業内容についても明確であるようです。そういったところに対しては、もっと手厚く支援することもぜひ検討していただきたいと思っております。

またその一方で、毎年当たり前のように予算をいただいている、その予算消化に四苦八苦しているような団体があるのではないのでしょうか。毎年同じように決められた補助金を受け、その後に使い道を考えているようなことは、この

際、見直してみてもいいでしょうか。

1点目の補助金総額が、およそ15億円とのことでした。すべての補助金を見直すというのはなかなか困難なことと思いますが、4点目の市税1パーセント支援事業につきましては、本市で言えば7億円から8億円程度が市税の1パーセントに値することから、現行の補助金の2分の1程度がこの対象になる計算ですから、市民独自の協働という参加意識の醸成のためにも、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

● 2 川口市小中学校適正規模適正配置基本方針策定と学校応援団の在り方について

川口市小中学校適正規模適正配置基本方針が、平成24年2月に策定されました。本市における小学校の児童数は、平成5年以降は2万7,000人前後で推移しており、今後数年はこの児童数に大きな変化はないものの、6年後の平成30年以降は減少することが予想される中、近年、少子化とともに小規模化する学校が目立つようになり、平成24年度においては、小学校52校のうち11学級以下の学校が6校存在することのこと。また、中学校の生徒数についても、小規模化が進み、現在5学級以下の学校が2校存在しているという状況であると報告されています。

少子化等により小規模校がさらに増加していくことが予想され、小規模校には小規模校なりのメリットが期待できる一方、さらに小規模校化が進み、過小規模校へと移行してくるとなると、デメリットが大きくなり、教育環境の悪化が懸念されてくることから、極端な小規模校化を解消していくため、必要学級数の基準を示し、適正規模へ改善する検討を行うとともに、さらに、基準を下回った場合は、統廃合を含めた検討を進めていくことになったとあります。

2段階になっていて、小学校を適正規模に改善するための検討を開始する基準として、全児童数がおよそ200人程度を下回る場合、またさらに進んで、学校の存続を検討する基準としては、すべての学年が単学級になった場合、もしくはそれが予想される場合、全児童数が100人程度を下回った場合、もしくはそれが予想される場合。中学校を適正規模に改善するための検討を開始する基準は、全生徒数がおよそ300人程度を下回る場合。さらに進んで、学校の存続を検討する基準としては、全校の学級数が4学級以下になった場合、もしくはそれが予想される場合、全生徒数が100人程度を下回った場合、もしくはそれが予想される場合となっております。

そこで、質問1として、既に過小規模校もしくは小規模校に該当している小・中学校に対して、現在の市の検討及び今後の対応についてお伺いいたします。

また、2として、適正規模校であっても、今後の人口推計等の予測により過小規模校になる可能性のある学校はどういったところがあるのか、具体的にお示しく下さい。

さて、昨年9月議会の中で、神根小・神根東小に関して、鳩ヶ谷市との合併により予測される児童数減少に対してどのようにお考えだろうかという質問に対し、神根地区は、鳩ヶ谷市との合併に伴い、隣接する学校も増加し、学校選択の状況によっては児童数の減少が懸念され、教育委員会としては、

学校選択の動向を見ながら、学校応援団の充実を図るなど、学校、保護者、地域が一体となった特色ある学校づくりを推進する取り組みを積極的に支援していきたいという答弁でした。

本年度入学の学校選択状況は、神根小については、本来、該当児童が75名いたところ、里小に6名、在家小に13名など、30名が神根小以外の学校を選択している一方、神根小学校を学区外から選択して来た児童は3名に過ぎず、結果として、前年度62名の入学から48名に減少したとのこと。

また、神根東小については、該当児童71名に対して、桜町小学校に9名、慈林小学校に14名をはじめ、27名の児童が神根東小学校以外を選択し、逆に神根東小学校を学区外から選択してきたのは4名に過ぎず、結果、前年度58名に対し48名の入学となったとのこと。

そこで質問の3点目として、神根小学校、神根東小学校2校の入学者減少の原因はどこにあると教育委員会では考えているのでしょうか。また、その原因に対するどのような対応策を検討しているのかお聞かせください。

さて、児童数増加のためには学校応援団の充実が大切という答弁を前回いただいたところであります。学校応援団は、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアと協力し支援を行う、保護者、地域住民による活動組織をいいますが、円滑な支援を行うには、学校と学校応援団の調整を行なっていくことが重要であり、現在、県教育委員会では、各学校においてボランティアの中から、調整役である「学校応援団コーディネーター」をお願いすることを推奨しているとのことでした。

質問の4点目として、実際、コーディネーターにはどのような方をお願いして、その活動についてはどのような内容でしょうか。

また、中学生になりますと、部活が忙しいなどの理由で、なかなか地域の行事にも参加しないことが多いように感じます。先日、安行中学校の生徒さんが、地域行事にも積極的に参加し、地域に溶け込んでいるとお話を伺うことができました。大変すばらしいことだと思うのですが、こういった取り組みがあるのでしょうか。

- 答弁◎神山則幸教育長 (1)についてでございますが、現在、過小規模校に該当している学校は、芝園中学校、小谷場中学校の2校のみでございます。

芝園中学校につきましては、昨年度入学者が7名であり、統廃合について検討して参りましたが、この4月の入学者が0名であったことから、今年度末の統廃合を考えております。

また、小谷場中学校につきましては、川口市小中学校適正規模適正配置基本方針に基づき、活性化会議を設置し、学校、PTA、地域、教育委員会が

一体となって連携、協力し、学校の活性化に向けて検討を開始したところでございます。

次に、(4)についてでございますが、現在、各学校のコーディネーターには、PTA執行部、PTAのOB、さらには地域の方々など、学校からの依頼によりお引き受けをいただいております。活動内容といたしましては、主に、学校と応援団とのかけ橋となって、連絡調整や広報活動などを行なっております。学校応援団は、地域・保護者が生徒の教育への積極的な支援を行うとともに、児童・生徒が地域・保護者への感謝を学ぶ取り組みでもございます。

ちなみに安行中学校では、美術の授業で地域の造園にかかわる看板づくりや、盆踊りへの積極的な参加など、生徒が地域ときずなを深める取り組みを積極的に推進しているところでございます。

以上でございます。

● 答弁◎柴田宏之学校教育部長 御答弁申し上げます。

(2)でございますが、現段階で住民基本台帳上の児童・生徒数から推測いたしますと、ここ数年のうちに6学級以下の過小規模校となる可能性のある学校はないものと推定しております。

なお、現在、11学級以下の小規模校は、小学校では領家小、芝富士小、芝樋ノ爪小、朝日西小、東本郷小、桜町小の6校、中学校では元郷中、仲町中、芝西中、領家中、安行東中の5校でございます。

次に、(3)でございますが、入学児童や保護者に対するアンケート結果によりますと、学校を選択した主な理由の一つは、自宅からより近い学校を選ぶというものでございます。神根小学校、神根東小学校は元来、学区が広く、また学区の中心に学校が配置されていないことなどから、隣接した旧鳩ヶ谷市部の小学校に一部の児童が流れたものと考えております。

対策といたしましては、学校応援団をさらに充実させ、特色ある学校づくりを推進し、さらには、学校の活性化のための情報提供や、学校が抱える課題の解決に向けた支援など、積極的に対処して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 再質問をいたします。

先ほどほかの議員の方からも、いろいろこの件については御質問があつて、芝に関しては、ちょっと学校がもともと多かったのかなという感じもします。昔は子どもが多かったんですね、きっと。神根に関しては、学校がそもそも少ないです。

そこで、今回の適正規模適正配置基本方針を拝見いたしますと、適正配置につきまして、児童・生徒数のみが基準となっているように感じます。そうなるのと、例えば神根東小も桜町小も、人員基準の全学年1学級になることが、遠くない将来に予想されます。親御さんにしてみれば、学校選択制を利用して、なるべく近い学校に通学させたいと思うでしょうから、この距離の問題というのはどうすることもできないと思います。

適正配置基準に合わないからといって閉校するならば、児童・生徒は、遠く離れた学校に通わなくてはならないことにもなりかねません。また、小規模校であっても、特色ある教育をしている場合もあり、そういった学校が閉校になり、統合後の学校に同じような特色を持たせることができるのでしょうか。

児童・生徒数を基準としただけの基本方針には疑問を感じますが、お考えをお聞かせください。

学校応援団コーディネーターについては、県の教育委員会ホームページでは、町会長などとなっていました。現状は、現役のPTA会長さんをお願いしているとのこと。本当にそれでいいのでしょうか。

ボランティアということで、地域に丸投げしているような感が否めません。今後のコーディネーターについてどのようにお考えか、お聞かせください。

さて、安行中学校の取り組みは大変素晴らしいです。地域の特色である植木屋さんの看板をかくとか、盆踊りではやぐら建てからお手伝いをするのだそうです。まあ昔はそれが当たり前だったんでしょうけれども、最近では、そういうお子さんを見ることは少なくなりました。それ以外にもさまざまな地域活動をしているとのこと。

誰かの役に立つことで感謝されるということは、子どもたちの心を育てます。安行中学校の取り組みのアイデアや工夫を、ぜひ市内のほかの学校でも取り入れていただき、学校応援団ということで地域に協力を仰ぐばかりでなく、学校や生徒も地域に協力する相互の関係づくりにぜひ努めていただきたいと思います。

● 答弁◎柴田宏之学校教育部長 再質問にお答え申し上げます。

適正規模適正配置基本方針におきましては、適正規模の基準を下回ったところで直ちに学校の統廃合に向けての検討に入るのではなく、前段階で学校活性化会議を設置して、魅力ある学校づくりを推進するものでございます。

特に小学校につきましては、この会議が設置された場合には、通学距離等も十分考慮し、適正規模への改善を図る方策を検討し、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

コーディネーターの件の再質問でございますが、学校応援団コーディネー

ターの方々には、学校と地域のパイプ役としていろいろと御苦勞をいただいているところでございます。学校からも、積極的にコーディネーターに協力していくよう指導して参りたいと存じます。

また、教育委員会といたしましても、全校のコーディネーターを対象とした研修会において、先進的な地域の事例を紹介したり、各学校の情報交換を行うなど、コーディネーターへの支援に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

◆ **7番 杉本佳代議員** ありがとうございます。

数だけじゃなくて、やっぱりもう距離とか、いろんなその場所によっていろいろ条件が違うと思いますので、ぜひ御検討していただきたいと思います。

● 3 交通安全体制について

交通安全に対しては、市民からの要望が大変大きいところであります。信号機を設置してほしいというものや、横断歩道の確保、カーブミラーの設置、白線の再生などさまざまな要望が出されます。

しかし、これらの要望は、なかなか実行に移せないことが多いようです。県警にお願いしているものがほとんどのようですが、市民の皆さんからは、「本当に調査しているのか、いつになったらやってくれるんだ」という声を聞く一方、「できないならできない理由を知らせてくれなければ」という声もあります。確かに、お願いしたことがやれなくても、そのままになってしまっていることもあるようです。

ある町会の交通部長さんから、一昨年要望した案件も一向にやっていただけない気配がないが、なぜできないのか。自分も町会からの要望なので説明ができなくて困ると言われました。せめて、調査をしたけれどこうだとか、予算を来年度計上するとか、何らかの説明が必要ではないかと思えます。

そこで質問です。市民からの要望があった際、どのような流れで、どういった方法で県警にお願いをしているのでしょうか。また、県警にお願いをしてから実施に至るまでどれくらいの期間を要するのでしょうか。その期間が長い場合、要望のあった市民にはどのように報告しているのでしょうか。

次に、学童交通指導員制度に関してお伺いいたします。

昨年6月議会で、交通指導員廃止の旨のお話がありました。平成24年度いっぱいでのこの制度を廃止することと、現在、交通指導員から学校応援団への協力へと移行しているとのことですが、廃止後の交通安全対策については、現状よりも強化されるのかについてお伺いいたします。

● 答弁◎元井康博市民生活部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、交通規制につきましては、警察の権限により実施されるものでございます。本市からの要望を受けた所轄の警察署は、市と協力して調査を実施し、埼玉県警察本部に送ります。そこでさらに調査を行い、埼玉県公安委員会に上申されるものでございます。この上申は県内のすべての市町村から提出されるため、その数は大変多くなっております。

このことから、今後につきましては、所轄の警察署に対し、要望に対する回答を要請するとともに、一層の交通安全対策を講じていただくよう要望して参りたいと存じます。

次に、(2)でございますが、交通規制全般にかかわる要望で、これまでの実施に要した期間は、2年から3年かかっているのが現状でございます。その中で、信号機の設置要望につきましては、平成23年では、要望してから

平均5年の期間がかかっているところでございます。

このことから、要望してから長期間実施されないものにつきましては、検討状況等について報告をいただけるよう、埼玉県警察本部と協議いたし、要望者に経過を説明して参りたいと存じます。

次に、(3)でございますが、交通安全スクールガードへのスムーズな移行を図るため、本年8月に学童交通指導員と交通安全スクールガードを対象とし、所轄警察署、小学校、PTAの方々等の参加のもと、研修会と懇談会を実施いたします。この研修会では、学童指導のマニュアルに基づくノウハウの継承・習得や、警察による講話、意見交換会等を予定しており、交通安全スクールガードを対象に毎年実施いたします。

さらに、通学路の安全確保につきましても、児童・生徒の目線に立った再度の通学路の安全点検を実施し、児童・生徒の交通事故防止の徹底を図ることにより、交通安全対策の強化につながると考えております。

以上でございます。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 再質問をさせていただきます。

1点目の報告体制につきましては、当たり前なことなんですけれども、今までそういう体制がとられていなかったということですので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

2点目のほうですが、これはもう皆さん、きのうから大分このケースについての御質問があったように感じています。今度、学校応援団に移行ということで、教育のほうから御答弁をいただいているケースが多いようですが、まずはもう交通安全が確立されれば、皆さん、何も文句はないわけですね。

そこで、市内には危険交差点や危険道路が幾つかあり、学校通学でどうしても通る場所というのがあるはずですが、信号機をつけたくても、さまざまな条件で、今、5年ということがありました。設置できない箇所もあろうかと思えます。そういった場所もスクールガードでボランティアさんをお願いするというのはいかがかと思えます。

地域の方をお願いすることも大切だし、自分の子どもが通っているのですから、もちろん保護者の協力も必要かと思えますが、少なくとも危険箇所だけは、行政、つまり市や警察が介入すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

● 答弁◎元井康博市民生活部長 再質問に御答弁申し上げます。

危険箇所だけには行政の介入をとる再質問でございますが、先ほど答弁いたしました研修会を受けまして、学校ごとに現在の交通指導員が交通安全スクールガードの方々に、その立哨方法等を個別に、また具体的に講習を行

う予定でございます。これらを通しまして、交通安全スクールガードの方々の安全指導のノウハウや技術が高まるものと考えております。

しかしながら、スクールガードのこの範囲を越えました、例えば車両の停止命令など、警察官としての職務権限を行使しなければ学童の安全が確保できないという、そういう危険な立哨箇所につきましては、警察に協力を要請して参りたいと存じます。

以上です。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 警察に協力を要請していくというお話を伺いましたので、ぜひますます安全になるようにお願いいたします。

● 4 新井宿駅周辺開発計画の今後について

新井宿駅周辺の開発について、前年度9月議会でお伺いいたしました。都市計画部からは、土地利用計画の推進により新井宿駅周辺でのにぎわいの創出と地下鉄利用の増進が図られるものと考えており、都市基盤の整備や新たな土地利用への転換は重要であると認識している。本市都市計画基本方針の実現に向けて、関係部局と調整を図っていくとのことでした。

また、都市整備部からは、これまでの経緯や調整結果を踏まえ、駅前広場の整備等、新井宿駅周辺の整備方針について関係部局と調整を図っていくとの御答弁をいただきました。

そこで、その後どのような調整が図られたのかについて、それぞれお伺いいたします。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、昨年度末に都市整備部とともに、新井宿駅周辺地区の整備にかかわる調整会議を実施したところであり、今後につきましても、引き続き関係部局による調整会議を実施して参りたいと存じます。

また、本市といたしましては、新たな都市計画基本方針の策定を、第4次総合計画後期基本計画との整合を図りつつ、平成26年度より住民意向を把握しながら行う予定であり、新井宿駅周辺地区については、隣接する鳩ヶ谷地区も含め、新たな土地利用計画を視野に入れ、当地区にふさわしいまちづくりを進めて参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎境沢孝弘都市整備部長 御答弁申し上げます。

同じく(2)についてでございますが、新井宿駅前交通広場など新井宿駅周辺の整備方針につきましては、調整会議の中で地区の課題を共有するとともに、事業成立性の検証について各部局が協調して対応することを確認したところでございます。

今後につきましては、調整会議を継続するとともに、本市都市計画基本方針の見直し結果を踏まえ、駅前交通広場などの整備方針策定にあたっては、関係部局と連携を図り、さまざまな整備手法を研究して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 鳩ヶ谷と合併いたしまして、ちょうど隣接区域でありますので、その結果も踏まえて、新しくまた見直しを平成26年度から図るということですから、ぜひそれまで練って、いいものができるように進めていって

いただければと思います。よろしくお願いたします。

- 5 婦人会館の役割と名称について

川口市の婦人会館では、文化的なサークル活動のほか、子育て支援の観点から赤ちゃんサロンを開設し、若いお母さんたちの子育ての悩みや相談に応じていると伺っております。

かねてから、我が自民党女性議員の大先輩である田口順子議員は、この婦人会館という名称に違和感を覚え、婦人会館というよりは女性センターという名称のほうが現代女性にふさわしいのではないかと感じていたそうです。

そこで、自民党最年少女性議員の前田亜希議員にどのように思うか尋ねたところ、婦人会館という名称では、年配の御婦人の集まりという感じが強く、女性センターなら若い女性も足を運びやすいのではないかとのことでした。

「婦人」という言葉は、現在では余り使われなくなりました。もちろん今も、婦人服、婦人警官、婦人科といった言葉はありますが、古めかしい印象はぬぐえません。「婦」は、そもそもは「嫁」という意味であったようですが、後に妻、女へと転じたとされています。婦人は、妻という原義を払拭し得ないために、女や女子という言葉以上に、女としての特殊性や独自性を強調する言葉であり、戦前、婦人記者、婦人運動、婦人参政権といった言葉が次々につくられてきましたが、女性の社会的な活動を意味するこれらの言葉ですら、結婚や家庭、妻、母、主婦といったイメージをぬぐい去れなかったため、婦人は、外で活躍しつつも、常にどこか家庭に拘束されている存在であり、恐らく婦人の持つこうした限界ゆえに、新たに「女性」という言葉が普及したのだらうとのことでした。

とはいえ、婦人会館はあっても、男性の名称のついている施設はこれと違って見当たらないのですから、それはそれで、女性の一面を尊重し、一定の配慮を持って用意された施設であることは、女性として喜ぶべきことであると思います。

そこで1点目として、条例改正が必要かと思われませんが、この婦人会館の名称変更について御検討いただけるかを質問いたします。

2点目として、子育て支援だけではなく、女性独特の悩みが相談できる場を設けるなど、あらゆる年代の女性が集まりやすく、活躍できる場所にしてほしいと考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

- 答弁◎江連保明生涯学習部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、「婦人会館」の名称変更につきましては、今後、会館の利用団体や「川口市青少年婦人施設運営審議会」に御意見等を聴取した上で、関係部局とも十分協議するなど、女性のための施設としてふさわしい名称の検討を行なって参りたいと存じます。

次に、(2)でございますが、「婦人会館」における事業運営につきましては、今後、関係部局とも連携を密にし、さまざまな女性問題に対応できるよう、講座の充実を図るなど、より幅広い世代の女性が集まりやすく、活躍のできる場として事業を展開して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 ありがとうございます。ぜひ御検討をよろしくお願いたします。

● 6 認知症の早期発見について

国では、施設介護から在宅介護中心にシフトする政策が推進されつつあります。これには、人間の尊厳の面から、自宅で最期を迎えたいとする意向を踏まえてというところもありますが、主な理由は費用の削減であるように思います。

さて、医療の分野では、早期発見、早期治療が大切ということから、健康診断を義務付けています。ところが、介護の分野でもやはり早期発見、早期治療が大切であるにもかかわらず、介護予防については幾つか策が講じられているものの、早期発見ということに関しては整備が進んでいないように思います。

おかしいと気づいてから医療機関を受診するまでに2年以上かかるという報告があります。認知症はさまざまな病気によって起こります。脳腫瘍やビタミン不足などによる身体の病気で起こることもありますし、原因となる病気を適切に治療すれば、認知症の症状が治る、あるいは症状を軽くすることができる場合があります。認知症の患者全体の約1割が治療可能であると言われています。また、認知症のおよそ5割を占めるアルツハイマー型では、薬物治療が有効に行われています。

これまで国内唯一の治療薬だった「ドネペジル塩酸塩(商品名アリセプト)」は、1999年に日本国内で承認されましたが、昨年11月に新薬特許期間が終わり、ジェネリック医薬品も出始めています。また、これまでに主に用いられてきた薬は、アリセプトに代表される「ドネペジル」のようなコリンエステラーゼ阻害薬ですが、2011年に同じコリンエステラーゼ阻害薬の「ガランタミン」「リバスチグミン」と、NMDA受容体拮抗薬の「メマンチン」が承認されました。

このように新薬も生まれてきましたが、残念ながら、アルツハイマー型認知症に対する根治薬ではなく、症状の進行を遅らせたり、症状を穏やかにする作用を持つに過ぎません。ですから、早期に病気を発見し、薬物による治療を早期に開始するということが非常に大切なのです。

認知症は、40代という若年齢でも発症します。常日頃から認知症に早期発見が有効という考えがあれば、より早く治療を開始できると思いますし、わかっているにもかかわらず受診しないというような例も少なくなるのではないかと考えます。

介護される人も介護する人も過酷な認知症は、とにかく待機が何人いるから特別養護老人ホームを増やすとか、介護保険料を増額してサービスを増やすというところに注視されがちですが、一番大事なものは、介護の状態を本人にとっても家族にとっても楽なものにすることです。

認知症早期発見には、物忘れなど本人の自覚とあわせ、家族や地域の方々の「気づき」が重要となります。そのためには、認知症のことをよく理解し、適切な対応をとることが必要となりますが、その方策の一つとして、長谷川式テストなど早期発見に有効な簡易テストもあり、普段の生活などでも積極的に取り入れることも必要かと思いますが、お考えをお伺いいたします。

● 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

認知症につきましては、65歳以上の高齢者を対象に実施しております生活機能チェックリストにより、リスクの高い方々を抽出し、地域包括支援センターの職員が面談するなどをして早期発見に努めるほか、より多くの方々に認知症を理解していただくために、出前講座等を地域包括支援センターが主体となりまして開催しております。

また、長谷川式テストなどの簡易テストにつきましては、医師との対面により実施することがより効果的であると考えておりますが、日常生活におきまして認知症の早期発見につながる仕組みとして大事なことと考えておりますので、ホームページに掲載するなど、活用方法につきまして検討して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 介護家族の会の方とお話をしていると、自分の親がそういう状態であると、自分もいつか同じふうになるのではないかという恐怖があるそうです。早く見つけて、いいお薬ができるということが本当に彼らの支えになっているんですけれども、いいお薬が出始めていますから、怖がらずにぜひ受診をしていただければなと思っております。

- 7 赤山陣屋と伊奈家の功績を子どもたちに浸透させる学校教育について

さて、言わずと知れた赤山陣屋と伊奈家ですが、「伊奈半左衛門」の名は、当時から一般民衆の信望を集め、広く知れ渡っていました。初代忠次は、徳川家康より武蔵の国幕府直轄の統治を任され、広大な地域の民政、農政を統治しました。当時の江戸は大雨が降るたびにはんらんしていましたが、この関東平野を見渡す限りの水田が広がる実りの大地に変えたことや、利根川の大規模改修による洪水対策などの活躍に目を見張るものがあり、利水・治水のための土地改良事業に大いにその手腕を振るったとされています。

また、昨年、自然の力の脅威を見せつけられた東日本大震災ですが、日本は過去にも大きな地震に見舞われ、そのたびに復興を遂げており、徳川綱吉は、寺社造営の出費を惜しまず行なったものの、幕府財政はそのために逼迫し、これを何とかしようと、経済政策がその当時次々と失敗。そこに自然災害が追い打ちをかけ、冷夏で大凶作、続いて全国で大洪水が発生。宝永4年には、日本史上最大級の地震となった宝永地震が列島を襲い、大津波も発生し、死者は2万人を超え、6万戸の家屋が倒壊、2万戸が津波で流出するという大惨事でした。

ここまで聞くと、現代と酷似しているように思いますが、天災はさらに続き、宝永地震からわずか49日後、富士山が噴火したのです。新田次郎の「怒る富士」にも書かれています。

7代忠順は、現在の小田原市に郡代役所を開設、復興の現地拠点とし、全国の諸大名から義援金を集め、これを財源に復興に着手しましたが、忠順自身の私財をなげうって資金を工面したとも伝えられています。

結果として、今の小田原市や御殿場市あたりの住民からは、銅像を立ててあがめられるほど感謝されているのですが、本家本元の川口市ではなかなかその事実が伝わっていないように思います。

地元赤山、新井宿近隣の方々のたつての願いですが、現在でも小学校教育の中で伊奈家の偉大なる功績を伝えているとのことですが、もっと子どもたちに浸透させてほしいのです。東日本大震災と極めて似ている当時の災害の復興にこれだけ尽力したという様子は、今だからこそ、言い伝えるのに価値があるようにも思います。伊奈さんてどんな人だったかを小学校で教えていけば、子どもたちの口から親にも広がり、地元に対する愛着心も生まれてくると思うのです。お考えをお聞かせください。

- 答弁◎柴田宏之学校教育部長 御答弁申し上げます。

赤山陣屋と伊奈家の果たした業績につきましては、現在、小学校3年生及

び6年生の社会科の授業で扱っております。新学習指導要領におきましても、我が国の伝統や文化について理解を深める学習が一層重視されております。そのため、教育委員会といたしましても、地域教材にかかわる教職員研修を充実させ、教職員の認識を深めているところでございます。

今後は、文化財課で実施している「歴史教室」におきましても伊奈家の功績等を学べるようにするとともに、「歴史教室」の一層の活用について各学校に働きかけて参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番 **杉本佳代**議員 ありがとうございます。

ただ、小学校3年生の社会科の教科書を拝見しました。見開き1ページほどで、新田開発や用水について軽く述べられている程度で、子どもの印象に残るものではありませんでした。

私ごとですけれども、伊奈家の菩提寺である源長寺の近隣に住む者の一人として、そういった議員としてしっかりとその功績を伝えていくようにと、今後も要望していきたいと思っております。

多分、もっと知られると、伊奈さんのお祭りもやっていただけるのかなと思いますので、日光社参も結構ですけれども、ぜひそれもよろしく願います。

● 8 川口市歯科口腔保健の推進について

3月議会で川口市歯科口腔保健の推進に関する条例が議員提案により可決され、本年度4月より施行されています。

先日、川口歯科医師会の皆さんを中心として歯の健康フェスティバルが開催され、大変な盛況ぶりでした。そこで、歯科口腔保健に関して幾つか質問いたします。

本市では歯科ドックを行なっておりますが、制度導入当初は関心を持った市民も、何年かすると興味が薄れていくものなのかもしれませんが、伺ったところでは、受診率は国民健康保険では、平成22年度が1.93パーセント、平成23年度が1.41パーセントで、0.52ポイントの低下、後期高齢者では、平成22年度が2.47パーセント、平成23年度が1.88パーセントで、0.59ポイントの低下と聞いています。唾液潜血検査など、歯科口腔保健を推進する川口市独自のよい制度だと思いますが、受診率が低下したのは残念なことです。

1点目の質問として、この低下した受診率を向上させるためにどのような対策を講じる予定か、そのお考えをお伺いいたします。

また、1年に1度でも歯科口腔の検診を行うことは大変重要です。フェスティバルでは、多くの来場した市民に歯科口腔の健康についての意識が高まったことでしょう。

今回の川口市歯科口腔保健の推進に関する条例では、今まで検診としては抜け落ちていた成人に対する歯科口腔保健衛生の重要性も加味されたものでありますが、質問の2点目として、現在行われている本市の成人に対する歯科保健事業にはどのようなものがありますか。

また、近年、口腔がん罹患する方が急増しているそうです。死亡率で言えば、子宮頸がんによるものを超えているとのこと。しかしながら、口腔がんの初期症状は口内炎に似ているため、発見が遅れることが珍しくないとのこと。

そこで3点目として、本市において行われるがん検診に口腔がん検診を入れることを検討していただけないでしょうか。

〔岡村幸四郎市長登壇〕

● 答弁◎岡村幸四郎市長 御答弁を申し上げます。

(3)についてであります。がん検診につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられているところでありますが、厚生労働省が定めるがん検診実施のための指針に、お尋ねの口腔がん検診は現在含まれていないところであります。

しかしながら、口腔がんにつきましては、罹患率、死亡率、ともに増加しており、議員御指摘のとおり、市民の健康に関し、大変重要なことであり、その周知、啓発が必要であると考えております。

そのため、9月に実施いたします健康フェスティバルにおきまして、川口歯科医師会の御協力のもと、試験的に口腔がん検診を実施するとともに、口腔外科専門医による口腔がんに関する医療講演会を行うなど、市民に周知を図って参りたいと存じております。

以上であります。

● 答弁◎安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

(1)でございますが、本年4月施行の川口市歯科口腔保健の推進に関する条例の趣旨を踏まえまして、今年度は歯科ドックの周知用ポスターを作成し、川口歯科医師会と連携を図り、医療機関への掲示のみならず、公民館、支所や図書館など市内公共施設に掲示し、さらに、年2回、広報かわぐちにも掲載するなど、対象者への周知に努めまして、受診率の向上を図っているところでございます。

次に、(2)でございますが、保健センターでは、健康づくり及び疾病予防の観点から、成人に対し、健康相談や健康教育の中で、RDテストという虫歯菌テストや、歯科衛生士による口腔内チェックを行い、ブラッシング指導などを実施しております。

今後も、乳幼児から高齢者まで、さまざまな事業を通し、より一層の歯科口腔衛生の向上を推進して参りたいと存じます。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 市長、御答弁ありがとうございました。

がん検診、試験的に9月に行うということで、ぜひ、口の中にもがんができるんだということを皆さんに認識していただく、それが歯科で診てもらえるというのが大事なのではないかなと思います。

今の日本の医療の中では、医科と歯科というのが大学の教育の中から分けられていて、なかなかそこが一緒にやっていくということがないんですね。歯の治療だけをするのが歯科かと思われがちですが、実は口腔がんを見つけるのは歯科でありますので、そこから先に体に転移してしまうと、また医科の協力も仰がなければなりません、まず歯医者に行くということも見つかるというふうな認識を持っていただくのも大事なことなのではないかと思えます。

歯科ドックについてですけれども、受診率が低下したというよりも、1パー

セント台ということで、そもそも低いんですよね。こんな低いのは、せっかく
歯科に関するこの条例をつくったのですから、何とかして受診率を上げて、実
際に川口市が、成人に対してでもそうですけれども、虫歯が少ない、口腔衛生
が整っている、歯周病も少ないといった、そういう状況にしていかなければい
けないのではないかと思います。

実際になぜこの受診率が低いかというお話をしたところ、65歳以上で窓口
払いが増額になったということも影響しているのではないかと。そういう点で
は、やっぱり受ける側も、お医者さん、歯医者さんが勧められるわけですけれ
ども、勧める側もちょっと勧めにくくなったということもあると。

また一方で、その歯科ドックをできる歯科というのが、ちょっと数が少ない
ようです。みんながどこでもやっているのかと思ったら、そうでもないという
様子ですので、その辺の御協力もいただかなければいけないかと思います。ぜ
ひともよろしく願いいたします。

最後の質問に参ります。

● 9 市街化区域の環境について

市街化区域には、農地や雑木林など貴重な緑があります。現状では、保有者である個人について、その管理をお願いしており、緑地の少ない川口市にとっては大変ありがたいことです。

保存樹木や保全緑地は、大変な年月がかけられて育ってきたものです。ところが、先日、ある市民の方から悲しいお話を伺いました。相続税が払えないので、保存樹木もあるけれども、市街化区域内農地を手放すことになったとのこと。個人のお宅で管理していたからこそ維持できた保存樹木が、あっさり伐採されるのです。親から受け継いだ土地ですが、それを国に返すのならまだしも、開発の芽につぶされていることは、本当に残念なことと感じました。

都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、1968年に制定された法律ですが、40年前の状況と今とはかなり様相が違ってきていることは、言うまでもありません。公共の福祉の増進と言いながら、農地を持つ方にそれを手放すように誘導している法律であるとも言えます。

市街化区域とは、都市計画区域のうち、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいますが、現況を見ますと、市街化区域内農地や雑木林は貴重な緑地であって、これを守るこそが都市の健全な発展や公共の福祉の増進であって、住宅として開発することが必ずしもそれに結びつかない場合もあると強く感じています。

一方で、市街化調整区域であっても、農地として相続したくとも、営農者がいない場合など、維持管理することが難しいケースも少なくありません。

そこで1点目の質問として、本市では農地保全にかかわり国に対してさまざまな要望をしているとのことですが、その内容と国の動向についてお伺いいたします。

さて、市街化区域内農地であっても、生産緑地地区に指定されると、固定資産税・都市計画税は、農地課税として算定した税額に減額され、また、相続税・贈与税の納税猶予を受けることができます。税金面では優遇される生産緑地ですが、市街化区域内にある農地が生産緑地地区に指定されると、その生産緑地は原則として、農業用施設や市民農園の施設などを設置する場合以外の建築はほとんど不許可となります。

しかし、その告示後に30年経過するか、もしくは農業の主たる従事者が重病で営農できなくなった場合や死亡した場合は、生産緑地の所有者は市町村長に対し、生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができること

になっています。

もしここで市町村が買い取り請求に応じない、もしくは市町村長から他の農業希望者へのあっせんが不調に終わった場合、所有者は自由に生産緑地を処分できることとなります。

ところが、平成23年の9月議会で答弁をいただいたとおり、制度施行後、本市では1度しか買い取り請求に応じられたケースはなく、市が買えない理由は、突然発生する事項なので予算化できないためとのことでした。

そこで質問いたします。

過去5年に発生した生産緑地の買い取り請求について、必要予算はどれくらいだったのでしょうか。

次に、市街化調整区域の多い神根地区であっても、現状の公園面積はいたって狭く、子どもが道路でボール遊びをするので、公園を何とかつくってもらえないかという要望を多く受けます。一見すると、グリーンセンターや現在検討中の赤山歴史自然公園などがあるので、公園はあるではないかと思われるかもしれませんが、実際には、子どもが利用できる公園は非常に少ないのです。川口市全体を見ても公園が少ないことは、何度も議会で取り上げられているところですが、今後、どのような計画でこの公園を増やしていこうと考えているのでしょうか。

また、公園や農地は雨水対策としても効果を発揮するものでありますが、現在の本市においては、毎年多くの水害が発生しているにもかかわらず、根本的な解決に結びついていないように感じます。その理由には、広域的かつ計画的な雨水対策が行われていないからではないのでしょうか。

今後の雨水対策工事の実施計画等の流れについてお伺いいたします。

また、雨水対策に関する先例市の条例の検討も行われていることと思いますが、本市での策定予定等についてもお伺いいたします。

〔岡村幸四郎市長登壇〕

● 答弁◎岡村幸四郎市長 御答弁申し上げます。

(1)の国への働きかけについてであります。御案内のとおり、都市農地は、都市の土地利用を規定する都市計画法などの影響を多大に受け、減少し続けております。こうしたことから、さまざまな課題や問題点を整理し、都市計画法への農地の位置付けに加え、相続税軽減措置の拡大や、相続税納税猶予制度及び生産緑地制度の要件緩和などを求め、これまで国や関係諸団体に対して強く働きかけを行なって参りましたし、これからも積極的に活動して参りたいというふうに思います。

やっとなんていいかわかりませんが、現在、農林水産省や国土交

通省におきましては、都市農地が都市にとって不可欠な土地利用であるという視点に改められつつありまして、関連法制度等の再構築に向け、議論が進められているところであります。次代を見据えて、実情に沿った検討がなされることを大いに期待しているところであります。

以上であります。

● 答弁◎高木直人技監兼都市計画部長 御答弁申し上げます。

(2)でございますが、生産緑地買取申出書にある、申し出者が希望する買い取り価格をもとに必要予算を計算いたしますと、平成19年度は買い取り申し出件数11件、必要予算約39億円、平成20年度は同じく11件で約20億円、平成21年度は13件で約92億円、平成22年度は9件で約52億円、平成23年度は13件で約43億円でございます。過去5年間を合計いたしますと、買い取り申し出件数は57件で、必要予算が約246億円であり、年平均ではそれぞれ11.4件、約49.2億円でございます。

次に、(3)でございますが、神根地区には、市民の身近な憩いの場となる街区公園が30箇所ございますが、比較的規模の小さな街区公園が多いと認識しております。

新たな街区公園の整備につきましては、土地区画整理事業による計画的な公園整備のほか、大規模な開発行為に伴う公園整備、土地の借用による公園用地の確保など、機会を捉えて進めて参りたいと存じます。

以上でございます。

● 答弁◎原田倫則危機管理部長 御答弁申し上げます。

(4)でございますが、5月に開催した雨水対策調整会議で、今後の方向性として、本市の実施すべき雨水流出抑制対策についての指針を策定することや、雨水対策について市民に協力してもらう条例等の制定について検討していくことといたしております。

以上でございます。

◆ 7番杉本佳代議員 市長、御答弁ありがとうございました。

ようやく国が、都市農地、都市におけるその役割というものを少しわかっていただけたらということ、実際にこれから法改正に向けて動き出されるのが待ち遠しいなと思います。何とかいい方向になって、川口市の農業が、もうちょっと農家の皆さんがやりやすい環境が作られていくことを望みたいと思います。

公園ですけれども、市街化農地に対する使用貸借とか、調整区域農地でも耕

作ができないような、そういったところを借り受けるとか、そういうことをすると、お金をかけずに公園をつくることもできるのではないかと思います。いろいろ工夫をしていただいて、営農者にぜひそういった場所がないかどうかということも積極的に伺っていただいて、用地確保に努めていただければと思います。

平成23年の一般質問の中で、市税の均等割に賦課する目的税としてのみどり税の必要性を述べさせていただきました。先ほどの生産緑地、年間大体11件強ぐらい、平均予算にして大体50億ぐらい、多いときでは90億を超える予算が必要になるということでした。

全国的に見ましても、生産緑地を買い取っているという市町村は極めて少ないのが現状です。そんな制度を、今まで何でそれをまだ続けてきたのかなというふうに思いますけれども、その制度がある以上は、お金がなくて買えないというんだったら、予算をやっぱり確保するというのも施策として必要ではないかと思えます。

緑地保全は環境保全であると考えます。前回も取り上げさせていただきましたが、環境部には緑地保全の担当がありません。私がこのような質問をすると、受け取っていただけていないのが現状です。

第4次川口市総合計画では、本市における将来都市像を「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」と掲げていますが、本市の緑地保全の体制が整っていないのではないかと思います。

都市農地の役割が、農産物を生産するにとどまらないことは言うまでもなく、特にみどり課については、都市計画という面の緑だけでなく、生態系を含んだ環境保全の面から考えても、環境部の中に置くべきだと思います。実際、県や他市を見渡してみましても、緑地保全は環境部が所管しています。今後はぜひともこの体制の見直しから御検討いただき、総合計画に定める「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」の実現に向けて取り組んでいただければと思います。

水害対策地域につきましては、条例もつくっていただくと、市民に協力を求める条例ということで、また一方で、指針もつくってやっていきますというふうなお話でした。

実際には、今後は道路建設部門などで事業が動いていくことと思えます。瞬間的に降って集中豪雨になって、ゲリラ豪雨と言われるときに、私の地域は、本当に水が大変あふれ出してしまう地域なんですけれども、感じることは、瞬間に吸い取れるような道路じゃないということなんです。貯留管を入れるとなると、中がふくそうしていて、なかなか貯留管を入れるスペースがもうありませんというお話を伺いますし、そうなる、あとどんな方法があるんだろうと

いうふうに考えて、ちょっとお話を伺ったところ、浸透性アスファルトを敷くことによって、そこに吸収できる能力というのは違ってくと聞いています。

予算が、普通のアスファルトよりもお金がかかると伺っていますけれども、実際に被害に遭うことを想定しますと、そういった予算確保もぜひ行なっていたきたいし、また、調整池も実際見てみますと、浅いんじゃないかというふうに思えるような調整池があります。また、首都高のための調整池だったり、外環下のための調整池だったりするものを今実際利用しているという形で、市としてつくった調整池というのは、実際のところそんなにはないものかもしれません。

そういうところを計画的に予算確保に努めていただいて、先ほど言いました浸透性アスファルトの利用や、調整池の貯留水量の増加など、積極的な予算確保に努めていただきたいと心から思います。ぜひともよろしく願いいたします。

きょうは初めて時間が余りました。よかったです。

傍聴にもたくさん来ていただきまして、ありがとうございます。今後もぜひ市政、皆さんのために頑張っていきたいと思います。

本日は貴重な御答弁ありがとうございました。(拍手起こる)